

財団法人阪神・淡路大震災復興基金

阪神淡路大震災財團法人復興基金

基金概要

1.名称

財団法人 阪神・淡路大震災復興基金

1.名稱

阪神淡路大震災財團法人復興基金會

2.設立目的

阪神・淡路大震災からの早期復興のための各般の取組みを補完し、被災者の救済及び自立支援並びに被災地域の総合的な復興対策を長期・安定的、機動的に進め、災害により疲弊した被災地域を魅力ある地域に再生させることを目的としています。

2 設立目的

完善各項阪神淡路大地震の早期復興，救済被害者並協助其自立，並採取長期、安定及機動性的復興對策，使其災害地域能再生為此基金會設立之目的。

3.設立年月日

平成7年4月1日

3.設立日期

平成7年4月1日

4.設立者

兵庫県、神戸市

4 設立者

兵庫県、神戸市

5.基金の規模（平成19年3月末現在）

	金額
基本財産（出捐金）	1億円
運用財産（事業基金）	50億円

※別に、兵庫県の「阪神・淡路大震災復興事業基金」残高60億円（19年3月末に復興基金より拠出）

5.基金的規模（平成19年3月底今）

	金額
基本財産（捐款金）	日幣1億元
運用財産（事業基金）	日幣50億元

※另外，兵庫縣的「阪神・淡路大震災復興事業基金」餘額尚有日幣60億元（由19年三月復興基金會所提供的數據）

●基本財産

平成18年度以降事業規模が順次縮小することから、平成18年3月末、基本財産を200億円から1億円に減額するとともに、10億円は今後の事業に必要な財源として基本財産から運用財産に振り替え、残額189億円は出えん者である兵庫県及び神戸市に対し寄附しました。

●基本財産

平成18年以後事業規模依序縮小的緣故，平成18年3月底，基本財産由日幣200億元縮減成日幣1億元的同時，日幣10億元為今後事業必要之財源，由基本財産挪用至運用財産中，其餘的日幣189億元，則贈與於兵庫縣及神戸市。

●運用財産

平成18年3月末、それまでの運用財産の運用益等に基本財産から振り替えた10億円を合わせて、事業基金（取崩し型、125億円）を造成し、今後の事業に必要な資金を確保しています。

なお、運用財産の運用益は、平成7年度から平成17年度までの約10年間で、基金が兵庫県及び神戸市から無利子で借り受けた8,800億円（平成17年度中に兵庫県及び神戸市に償還済）で地方債を譲り受ける方法によって、約3,543億円が収入されました。

その地方債に係る利払いの一定割合については、国からの地方交付税により措置されました。

●運用財産

平成18年三月底，因為需要運用些運用財産，故從基本財産中挪用日幣10億元。變成事業基金（提撥型、日幣125億元）確保今後事業所需之資金來源。

另外，運用財産的運用效益，自平成七年到平成17年度約十年，基金從兵庫縣及神戸市無利息借款日幣8800億元，根據地方債承讓、接收方法約得到日幣3,543億元的收入。（平成17年已償還給兵庫縣及神戸市）地方債一定比例的利息繳貸，由國家地方交付稅措置。

地方債一定比例的利息繳貸，由國家地方交付稅措置。

6. 事業

8,800億円の運用財産の運用益等により、次のような支援事業を実施してきています。

事業名	内 容	事業数
住 宅	被災者の住宅の再建等住宅の復興を支援する事業	33
産 業	被害を受けた中小企業者の事業再開等産業の復興を支援する事業	33
生 活	被災者の生活の安定・自立及び健康・福祉の増進を支援する事業	32

教 育	被害を受けた私立学校の再建等教育・文化の復興を支援する事業	11
その他	その他被災地域の早期かつ総合的な復興に資する事業	4
合 計		113

6.事業

日幣 8,800 億元之運用財産的運用、則花費、實施在下列之支援事項中

事業名	内 容	事業数
住 宅	重建被害者之房屋及住宅的復興支援事業	33
産 業	協助被害之中小企業重建，復興再開的支援事業	33
生 活	協助被害者生活之安定及自立。增進健康及福祉之支援事業	32
教 育	協助被害之私立學校的再建等。教育及文化復興之支援事業	11
其 他	其他災區之早期総合的復興所需之支援事業	4
合 計		113

住宅対策

1. 被災者住宅購入支援事業補助

1.事業内容

被災者向け住宅資金融資を受け、新たに住宅を購入する被災者に対し一定の条件で利子補給等を行います。

2.補助内容

利子補給：下表参照

3.事業年度

平成7年度～21年度（面的整備事業地域内の理事長が定めた地域に係る受付期間は平成21年度までとし、それ以外の地域に係る受付期間は平成18年度までとする。）

1.補助災戸購入房屋住宅等支援事業

1.事業内容

接受災戸的住宅融資，給予購買新住宅的災戸一定條件之利息補給。

2 補助内容:

利息補給：参照下表

3.年度事業

平成7年～21年度（郷鎮市區整備事業地域内の理事長決定之地域的受理時間至平成21年度、除此之外的地域之受理時間則到平成18年度）

2. 被災者住宅再建支援事業補助

1. 事業内容

被災者向け住宅資金融資を受け、新たに住宅を建設する被災者に対し、一定の条件で利子補給等を行います。

2. 補助内容

利子補給：下表参照

3. 事業年度

平成7年度～21年度（面的整備事業地域内の理事長が定めた地域に係る受付期間は平成21年度までとし、それ以外の地域に係る受付期間は平成18年度までとする。）

被災市街地復興土地区画整理事業地区内土地利用促進事業融資利子補給

1. 事業内容

被災市街地復興推進地域において行われている土地区画整理事業地区内に自ら居住する新築住宅を建設・購入するため、又は賃貸住宅・店舗・事業所を建設するため借り入れる銀行等の融資に対し、一定の条件で利子補給を行います。

2. 補助内容

当初5年間 1.7%以内

3. 事業年度

平成14年度～21年度

3. 県・市町単独住宅融資利子補給（受付終了）

1. 事業内容

県・市町が、住宅資金が不足する被災者を対象に特別に設けた住宅融資に対し、一定の条件で利子補給を行います。

2.補助内容

下表参照

3.事業年度

平成7年度～16年度（公庫災害復興住宅資金融資同様被災認定者の発行申請を条件とする融資にかかわるものは17年度まで）

4. 受付期限

経過措置として、被災認定書の発行を条件とする融資を平成18年3月31日までに受けた者については、平成19年3月31日まで利子補給の申請を受け付ける。

■住宅購入・再建にあたっての融資利子補給の概要

利子補給を受けられる方（※1）	補給期間	融資の種類	対象融資 限度額	利子補給率（※2）	
				5年型	10年型
1・一般型 （次のすべての要件を満たす人） a・阪神・淡路大震災で原則として半壊以上の被災判定を受け、兵庫県内で建設・購入する。 b・被災時に居宅していた住宅を解体した。 c・年収が1,431万円（給与所得者以外1,200万円）以下である。 d・建設・購入する住宅が建築基準法	1・一般型＝5年 2・地域要件型 a・＝10年 b・c・＝5年	住宅金融支援機構被災者向け住宅融資	1,140万円	年2.5%以内	当初5年間 年2.5%以内 6～10年 年1.0%
		都市基盤整備公団割賦償還融資資金			
		住宅新築資金貸付			
		年金資金運用基金被災者向け住宅融資			
	雇用・能力開発機構財形住宅融資	990万円	年1.65%以内	当初5年間 年1.65%以内 6～10年 年1.0%	
県・市単独住宅 復興融資（※3）	800万円				
		民間の被災者向け住宅融資	1,140万円	年1.925%以内	当初5年間

などに適合し、床面積が 175 m ² 以下または従前住宅以下である。 2・地域要件型 (次のいずれかの要件を満たす人) a・面的整備事業等区域内で被災し、新市街地等区域内で住宅を建設、または県内で災害復興(分譲)住宅を購入する。 b・面的整備事業等区域内で被災し、県内で住宅を建設する。 c・面的整備事業等区域外で被災し、新市街地等区域内で住宅を建設、または災害復興(分譲)住宅を購入する。					年 1.925%以内 6~10 年 年 0.5%
	共済組合の 住宅融資	1,140 万円	年 1.72%以内	当初 5 年間 年 1.72%以内 6~10 年 年 0.5%	

※1 「面的整備事業等区域」、「新市街地等区域」、「災害復興(分譲)住宅」については 16 ページの用語解説を参照。

※2 利子補給率は融資利率を限度とします。

※3 元金据置期間中は利子補給率が異なることがあります。

■用語解説

用語	解説
面的整備事業等区域	まちづくりを進めるうえで、面的に再整備が必要となる区域として知事が定める面的整備事業区域及び都市整備事業区域をいいます。

新市街地等区域	新しい市街地として一定の規模と機能を有し、計画的に整備される区域として知事が定める区域をいいます。
災害復興（分譲）住宅	住宅供給公社、都市基盤整備公団、民間事業者が建設する分譲住宅のうち、適正な規模、価格の住宅として知事が認定したものをいいます。

4.大規模住宅補修利子補給

1.事業内容

大規模な住宅補修を行うため、被災者向け住宅融資を 500 万円以上借り入れた被災者に対し、一定の条件で利子補給を行います。

2.補助内容

下表参照

3.事業年度

平成 8 年度～11 年度

■ 大規模補修にあたっての融資利子補給の概要

利子補給を受けられる方	補給期間	融資の種類	利子補給対象 融資限度額	利子補給率（※2）
a・阪神・淡路大震災の被災者であること b・兵庫県内の自己居住用住宅（持ち家）を補修される方 c・補修資金を 500 万円以上借り入れされる方	5 年	住宅金融公庫被災者向け住宅融資 年金資金運用基金災害復興住宅融資 住宅新築資金貸付金 雇用・能力開発機構財形住宅融資	830 万円（※1）	年 2.5%以内
		県・市単独住宅復興融資	800 万円（※1）	年 1.65%以内

d・年収1,431万円（給与所得者以外1,200万円）以下の方	民間の被災者向け住宅融資	830万円（※1）	年1.925%以内
	共済組合の住宅融資	830万円（※1）	年1.72%以内

※1 実際の利子補給額の算定にあたっては、250万円を控除します。

※2 利子補給率は融資利率を限度とします。

5.隣地買増し宅地規模拡大支援利子補給（受付終了）

1.事業内容

住宅の再建にあたり、宅地が狭小なため隣接地を購入して、住宅再建資金を借り入れた被災者に対し、利子補給を行います。ただし、自己宅地、買い増す隣接宅地がともに100㎡未満であることが必要です。

2.補助内容

融資額の残高に対し、当初5年間利子補給

（利子補給率：支援機構等＝2.5%以内、民間＝1.925%以内）

3.事業年度

平成9年度～16年度（公庫災害復興住宅資金融資等にかかわるものは17年度まで）

4.受付期限

経過措置として、被災認定書の発行を条件とする融資を平成18年3月31日までに受けた者については、平成19年3月31日まで利子補給の申請を受け付ける。

6.定期借地権方式による住宅再建支援事業補助

1.事業内容

被災した戸建て住宅の土地を買い取り、50年間の定期借地権付き戸建て住宅として元の土地所有者に再分譲する神戸市住宅供

給公社等に対し、地代の一部等を補助します。

2.事業年度

平成8年度～16年度

定期借地権による被災マンション建替支援制度

1.事業内容

地方住宅供給公社が、被災区分所有者から土地を取得し、定期借地権付分譲マンションとして再分譲する事業に対し助成することにより、被災者の恒久住宅の確保を図る。

2.補助内容

設計調査費 200 千円／戸

定期借地権地代軽減補助費 2,600 千円／戸

3.事業年度

平成8年度～10年度

7.高齢者住宅再建支援事業補助

1.事業内容

住宅再建にあたり、高齢を理由に融資が受けられず、自己資金を取り崩して住宅を建設・購入・補修（補修の場合は、500万円以上に限る）した65歳以上の一定の要件を満たす被災者に対して補助します。

2.補助内容

建設・購入・補修費（補修の場合は、補助対象額から250万円を減じた額）の100万円につき5万円の割合により算出した額
補助対象限度額：1,140万円（補修の場合：830万円）

3.事業年度

平成9年度～21年度（面的整備事業地域内の理事長が定めた地域に係る受付期間は平成21年度までとし、それ以外の地域に係る受付期間は平成18年度までとする。）

8.高齢者特別融資（不動産活用型）利子補給（受付終了）

1.事業内容

所有する不動産の処分を前提にした市町の高齢者特別融資（不動産活用型）を受け、住宅を再建する一定の要件を備えた被災高齢者に対し、利子補給を行います。

2.補助内容

融資額の残高（利子補給対象限度額＝1,140万円）に対し、当初10年間3%以内を利子補給

3.事業年度

平成8年度～16年度

9.被災マンション建替支援利子補給

1.事業内容

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金融資等を受け、被災した分譲マンションを再建する区分所有者及び住宅供給公社等が建て替えを代行したマンションを購入する被災者に対し、利子補給を行います。（ただし、再建していない4団地のみ）

2.補助内容

融資額の残高（利子補給対象限度額＝1,140万円）に対し、当初5年間（利子補給率：支援機構等＝2.5%以内、民間＝1.925%以内、共済＝1.72%以内）、6～10年（利子補給率：支援機構等＝1%、民間・共済＝0.5%）を利子補給。

3.事業年度

平成7年度～21年度

10.被災マンション共用部分補修支援利子補給（受付終了）

1.事業内容

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金融資（借入額が100万円／戸以上のものに限る）を受け、被災分譲マンションの共用部分の補修を行う管理組合等に対し、利子補給を行います。

2.補助内容

10年間、支援機構の融資額（限度額：830万円／戸）の残高に対し、当初5年間2.5%以内、6年目から5年間1%を利子補給。

3.事業年度

平成7年度～11年度

11.民間住宅共同化支援利子補給（受付終了）

1.事業内容

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金融資等を受け、小規模、不整形な敷地を利用した共同・協調化住宅を建設し、又はその住宅を購入する被災者に対し、利子補給を行います。

2.補助内容

融資額の残高に対し、当初5年間（利子補給率：支援機構等＝2.5%以内、民間＝1.925%以内、共済1.72%以内）、6年目から5年間（利子補給率：支援機構等＝1%、民間・共済＝0.5%）を利子補給。

3.事業年度

平成7年度～12年度

12.小規模共同建替等事業補助

1.事業内容

敷地規模等の要件を満たさないため、優良建築物等整備事業等国の補助制度の対象とならない小規模な共同建替、協調的建替及びマンション建替に要する経費の一部を補助します。

2.補助内容

補助率：対象経費の2/3（補助限度額：260万円／戸）

3.事業年度

平成9年度～16年度

13.災害復興準公営住宅建設支援事業補助（受付終了※）

※既に供給計画の認定等を受けた団地に限りです。

1.事業内容

国の特定優良賃貸住宅制度を活用して賃貸住宅を建設する事業者（土地所有者等）に対し、建設費等を補助します。

2.補助内容

調査設計計画費補助…20万円／戸

防災関連施設整備費補助…共同施設整備費の1/5を限度

家賃減額補助…国の制度拡充にともなう激変を緩和

利子補給 …10年間、支援機構等の基本融資額の残高に対し、当初5年間0.5%（その他国県市町から2.5%、元金据置の場合実質無利子）、6～10年住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の金利－3%（1.15%を限度）

3.事業年度

平成7年度～10年度

14.特定借上・特定目的借上公共賃貸住宅建設支援事業補助（受付終了※）

※既に供給計画の認定等を受けた団地に限ります。

1.事業内容

国の特定借上・買取賃貸住宅制度、特定目的借上公共賃貸住宅制度及び公営住宅法を活用して公共賃貸住宅を建設する事業者（土地所有者等）に対し、建設費等を補助します。

2.補助内容

調査設計計画費補助 20万円／戸

防災関連施設整備費補助 共同施設整備費の1／5を限度

家賃減額補助 国の制度拡充にともなう激変を緩和

利子補給 10年間、支援機構等の住宅融資額（民間融資含む、限度額有の残高に対し、当初5年間0.5%（その他国縣市町から2.5%、元金据置の場合実質無利子）、6～10年融資金利－2%（2.15%を限度）

3.事業年度

平成8年度～11年度

15.被災者向けファミリー賃貸住宅建設促進利子補給（受付終了）

1.事業内容

住宅金融支援機構等から建設資金の融資を受け、被災地域において、新たに被災者向けファミリー賃貸住宅を供給しようとする事業者（土地所有者等）に対し、利子補給を行います。

2.補助内容

融資額（限度額：1,990万円/戸）の残高に対し、当初5年間1%を利子補給

3.事業年度

平成7年度～11年度

16.学生寄宿舍建設促進利子補給

1.事業内容

住宅金融公庫等から建設資金の融資を受け、被災地域において、新たに学生向け単身世帯用賃貸住宅を供給しようとする事業者（土地所有者等）に対し、利子補給を行いました。

2.補助内容

融資額（限度額：400万円/戸）の残高に対し、当初5年間1%を利子補給

3.事業年度

平成7年度～9年度

17.被災者向けコレクティブ・ハウジング等建設事業補助

1.事業内容

コミュニティを生活の根幹に据えた新しい住まい方であるコレクティブ・ハウジング等を被災者向けに建設する事業者及び被災者に対し、協同居住空間（※）の整備に要する経費等の一部を補助します。 ※協同居住空間：共同リビング、共同食事室、共同キッチン等、協同生活を行うために必要な日常的な空間

2.補助内容（補助限度額）

調査設計費 20万円/戸

協同居住空間整備費 95 万円／戸
協同居住空間備品整備費 20 万円／協同居住単位

3.事業年度

平成 9 年度～16 年度

18.宅地防災工事融資利子補給（受付終了）

1.事業内容

地震により被災した宅地の早期復興を促進するため、宅地防災工事資金について住宅金融支援機構及び神戸市、西宮市、芦屋市の融資を受ける被災者に対し、利子補給を行います。

2.補助内容

住宅金融支援機構融資の場合：当初 5 年間支援機構金利と同率（実質無利子）、6～10 年 1%を利子補給市単独宅地防災融資の場合：当初 5 年間 3%以内、6～10 年 1%を利子補給

3.事業年度

平成 7 年度～11 年度

19.被災宅地二次災害防止対策事業補助

1.事業内容

地震により被災した宅地の復旧にあたって、融資制度が利用できないなど宅地復旧が困難な方に対し、二次災害の発生を防止するための応急復旧工事に要する経費の一部を補助しました。

2.補助内容

補助限度額：300 万円

3.事業年度

平成7年度～11年度

20.被災宅地二次災害防止緊急助成

1.事業内容

被災後3年以上経過しながら、未だ復旧されておらず、かつ改善命令を受けた被災宅地に対して、降雨などによる二次災害の発生を防ぐため、早期復旧を支援することを目的として、被災宅地の所有者等に助成しました。

2.補助内容

補助率：応急復旧工事に要する費用の1/2（補助限度額：450万円）

3.事業年度

平成10年度～11年度

21.住宅債務償還特別対策

1.事業内容

既存住宅ローン（震災時残高400万円以上）の償還を行いながら、被災者向け住宅資金融資を利用して住宅を建設・購入・補修（借入額500万円以上）する被災者に対し、一定の条件で助成を行います。

2.補助内容

対象となる融資：支援機構等の公的融資及び民間融資

次のいずれか低い額に対し、新規借入後6年～10年目の5年間助成

- (1) 新規住宅ローン融資額に係る利子のうち3%相当額
- (2) 既存住宅ローン残元金（限度額1,500万円）及び年収の区分に応じて定める額

3.事業年度

平成7年度～21年度（面的整備事業地域内の理事長が定めた地域に係る受付期間は平成21年度までとし、それ以外の地域に係る受付期間は平成18年度までとする。）

生活対策

1.被災者自立支援金

1.事業内容

一日も早く生きがいのある生活を再建できるよう、一定の要件を満たす被災世帯に対し支援金を支給しました。

また、被災時において住家が全壊等した世帯の世帯主であったがその後世帯主でなくなったことにより、現行制度では対象とならなかった場合についても、他の要件等を満たす場合は、特例として支給されました。

2.支給内容

(1) 世帯全員の総所得金額の合計額と世帯主（特例の場合は、被災時世帯主）の年齢（または要援護世帯の認定日）が次の表の区分に該当する世帯（(2)の世帯を除く）

	総所得金額の合計額	世帯主の年齢・要援護世帯の認定日	支給金額（万円）	
			複数世帯	単身世帯
A	346万円以下の世帯	世帯主の年齢は問わない	100	75
B	346万円超 510万円以下の世帯	平成10年7月1日に世帯主が45歳以上の方 または同日までに認定されている要援護世帯	50	37.5
C	510万円超 600万円以下の世帯	平成10年7月1日に世帯主が60歳以上の方 または同日までに認定されている要援護世帯	50	37.5

(2) 世帯全員の住民税（所得割）または所得税が非課税で、世帯主（特例の場合は、被災時世帯主）の年齢（または要援護世帯の認定日）が次の表の区分に該当する世帯

	世帯主の年齢・要援護世帯の認定日	支給金額（万円）

		複数世帯	単身世帯
D	世帯主が平成10年7月1日に65歳以上の方または同日までに認定されている要援護世帯	120	90
E	世帯主が平成10年7月1日に62歳から64歳までの方	100	75

※他の市町（ただし、神戸市は5ブロックに区分）に移転した世帯には、30万円または25万円を加算する。

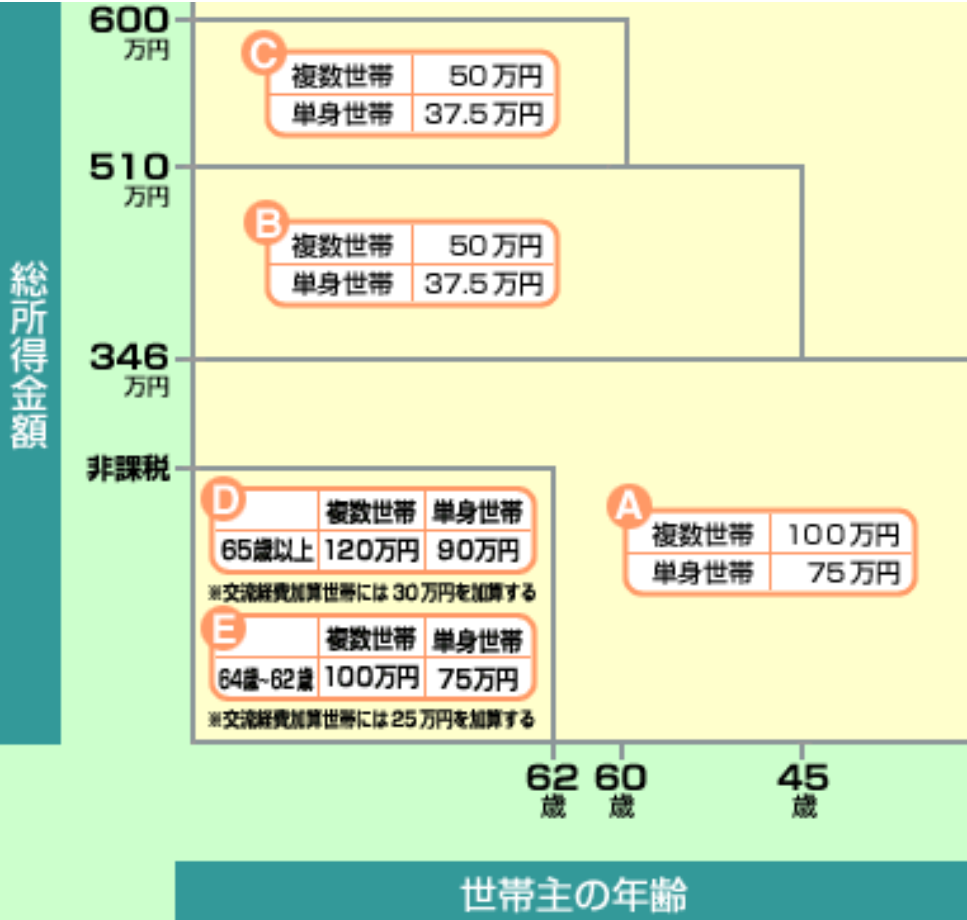
3.事業年度

平成9年度～12年度（申請は原則平成12年4月28日まで。ただし、申請期間内に申請出来なかった事情がある場合は、平成17年3月31日まで。）

5. 参考

被災者自立支援金は、被災者生活再建支援法の附帯決議を踏まえて、生活再建支援金と中高年自立支援金を拡充・統合して創設されたものです。

■対象者の区分



■生活再建支援金、中高年自立支援金の概要

	生活再建支援金	中高年自立支援金
事業内容	被災した高齢者世帯や要援護世帯が仮設住宅等から恒久住宅に移転した後、生きがいを持って自立した生活を再建できるよう支援するための支援金を一定期間支給。	被災した中高年世帯の恒久住宅への円滑な移行とその自立を支援するための支援金を一定期間支給（ただし、生活再建支援金の対象者を除く）。
支給内容		
複数世帯	20,000 円／月	20,000 円／月
単身世帯	15,000 円／月	15,000 円／月
支給期間	5 年以内	2 年
その他	他の市町（ただし、神戸市は 5 ブロックに区分）に移転した世帯には月額 5 千円を加算	
事業年度	平成 9 年度～10 年度（平成 10 年 7 月に被災者自立支援金に拡充・統合）	

2 生活再建支援金（統合）

参照上表

3.生活復興資金貸付利子補給等（受付終了）

1.事業内容

生活復興資金貸付を借り入れた被災者に対し、年 3%の利子補給を行います。

2 貸付・利子補給内容

対 象 者	利 率	返済期間	限度額
(1) 世帯主又は世帯の生計を主に維持している方 (2) 年間の総所得金額が 690 万円以下の方 (3) 兵庫県内の市町で「全壊・全焼・半壊・半焼」の り災証明書の発行を受けた方 (4) 申込時の年齢が満 20 歳以上の方 (5) 返済能力を有する方	年 3% (利子補給により実質無利 子)	(1) 貸付額 100 万円以下 6 年以内 (うち 1 年以内据置可) (2) 貸付額 101 万円以上 7 年以内 (うち 1 年以内据置可)	300 万円

3.事業年度

平成 8 年度～11 年度

4.災害復興公営住宅等空家人居者支援事業

1.事業内容

被災者が、浴槽・風呂釜の設置されていない公営住宅空家に入居するにあたり、浴槽・風呂釜を設置し、無償貸与する事業に対して補助します。

2.事業年度

平成 9 年度～16 年度

5.コミュニティプラザ等医療相談事業補助

1.事業内容

コミュニティプラザ等において医師及び保健婦等が行う医療相談等に要する経費を補助します。

2.事業年度

平成9年度～21年度

3.問い合わせ先

兵庫県健康生活部健康局健康増進課

078-362-3250

6.アルコールリハビリテーション事業補助

1.事業内容

アルコール依存者の社会的自立を促進するアルコールリハビリテーションホームの設置、運営を補助しました。

2.事業年度

平成9年度～14年度

7.「こころのケアセンター」運営事業補助

1.事業内容

被災者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等への対応など、地域に根ざした精神保健活動の拠点として設置される「こころのケアセンター」の運営を補助しました。（相談業務は平成12年3月末で終了）

2.事業年度

平成7年度～12年度

8.健康アドバイザー設置事業補助

1.事業内容

応急仮設住宅入居者及び災害復興公営住宅等の入居者を個別訪問し、健康チェックや健康相談を行う「健康アドバイザー」の

設置に要する経費を補助しました。

2.事業年度

平成9年度～11年度

9.健康づくり支援事業補助

1.事業内容

仮設住宅入居者に健康づくり指導等を行うなど健康づくり支援事業に要する経費を補助しました。

2.事業年度

平成9年度～10年度

10.医療情報ネットワーク整備事業補助

1.事業内容

民間医療機関等のデジタル無線を活用した医療情報ネットワークにかかる整備費等の一部を補助しました。

2.補助内容

補助率：デジタル無線機器整備費の1/4（補助限度額：10万円/箇所）

3.事業年度

平成9年度

11.高齢世帯生活援助員設置事業等補助

1.事業内容

災害復興公営住宅等の高齢者等を訪問し、相談、各種情報提供などを行う「高齢世帯生活援助員」の設置に要する経費を補助

します。

2.補助対象事業

高齢世帯生活援助員設置事業 平成9年度～21年度

地域見守りネットワーク会議支援事業 平成13年度～16年度

夜間・休日見守り安心システム推進事業 平成15年度～21年度

ラジオによる被災高齢者等への語りかけ事業 平成15年度～16年度

高齢者自立支援ひろば設置事業 平成18年度～21年度

3.事業年度

平成9年度～21年度

12.生活支援マネジメントシステム事業補助

1.事業内容

各地域において行われている被災者への支援活動や、それぞれの支援者の段階では解決困難な事例について総合的に検討する市町ごとの生活支援委員会の活動を支援する事業に対して補助します。

2.補助対象事業

事業名	事業年度
支援者の活動支援事業	平成9～13年度
市町生活支援委員会支援事業	平成9～11年度
NPOと行政の協働会議	平成11～16年度

13. 「生活復興県民ネット」設置運営事業等補助

1. 事業内容

県民、各種団体、ボランティアグループ、企業等が被災者の生活復興に向けた幅広いエネルギーの連携と結集を図ったネットワークとしての「生活復興県民ネット」の設置、運営や被災者の社会参画の推進といきがい創造を支援する事業に対して補助します。

2. 補助対象事業

事業名	事業年度	担当課
生活復興県民ネット運営事業	平成 8～16 年度	復興推進課
フェニックス活動助成	平成 8～11 年度	
「あったか“ひょうご”のまちかど運動」支援事業	平成 10～11 年度	
地域活動推進事業	平成 11～14 年度	
生活復興支援事業 ・フェニックス・リレーマーケット事業（～11 年度） ・高齢者語りべ・昔の遊び伝承事業（～11 年度） ・いきいき仕事塾開設事業 ・いきいき仕事塾修了生開設講座支援事業 ・震災 2 周年生活復興フェニックスバザール開催事業（平成 8 年度）	平成 8～16 年度	
元気応援カレンダー事業	平成 10 年度	商業振興課
ふるさとひょうごカムバックステイ応援事業	平成 10～11 年度	
被災地コミュニティビジネス支援事業	平成 10～17 年度	

14.いきいきライフサポート事業補助

1.事業内容

災害復興公営住宅等の入居者を訪問し、話し相手になったり、イベントなどの情報提供・参加呼びかけを行う「情報サポーター」の設置に要する経費を補助しました。

2.事業年度

平成9年度～11年度

15.被災地求職者企業委託特別訓練等事業補助

1.事業内容

中高年被災地求職者に対する企業委託方式の特別訓練事業等に要する経費を補助しました。

2.事業年度

平成9年度～12年度

16.いきがい「しごと」づくり事業補助

1.事業内容

被災者の新たないきがいとしての「しごと」の場・機会を提供する先駆的な事業を行うグループに対し、それに要する経費の一部を補助します。また、いきがい「しごと」への就業等を支援するための事業に要する経費を補助します。

2.事業年度

平成9年度～16年度

被災地若年者元気あっぷプログラムの実施（12～16年度）

いきがいしごとサポートセンターの設置
被災地育児支援グループ助成事業（9～13 年度）

17.災害復興ボランティア活動補助

1.事業内容

事業内容	災害復興ボランティア活動補助	復興住宅コミュニティプラザ活動支援事業
	被災者の生活、自立を支援するボランティア活動に要する経費の一部を補助します。	復興住宅コミュニティプラザ等において、高齢者の生活支援等にかかるボランティア活動を行うグループに対し活動経費を助成します。
補助内容	(1) 一般的経費 年間 3 万円 5 万円または 10 万円以内 (2) 事務所借上費 年間 50 万円以内 (3) パワーアップ経費 助成対象項目 1 項目あたり 5 万円 (4) 特別活動費（被災者の交流会等に要した経費） 1 事業あたり 15 万円以内（1 グループ 2 事業まで）	1 事業あたり 15 万円以内 （1 グループ 2 事業まで） ※原則として月 1 回以上 3 ヶ月以上継続して活動を行うグループ
事業年度	平成 7 年度～16 年度	平成 12 年度～平成 15 年度
担当課	ひょうごボランタリープラザ	兵庫県健康生活部社会福祉課

行政・NPO協働事業助成補助（受付終了）

1.事業内容

NPO が行政と協働して取り組む被災地の課題解決や活性化に関する事業に要する経費を補助します。

2.補助内容

第1年次 30万円以内

第2年次 60万円以内

第3年次 100万円以内

3.事業年度

平成15年度～16年度

被災地NPO活動応援貸付事業

1.事業内容

県内に主たる事務所を置き、1年以上継続して活動を行っているNPO法人又はNPO法人に準ずる団体（被災地を主たる対象とする、社会貢献度の高い継続性のある事業を実施していること）

2.補助内容

貸付限度額 300万円、貸付利率 1.5%、返済期間 5年以内

3.事業年度

平成13年度～16年度

災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業

1.事業内容

NPOやボランティアグループが、災害復興公営住宅において、高齢者の元気アップや生きがいつくりのためのふれあい交流事業で一定の要件を満たす活動に対して、経費を補助するとともに被災高齢者の生きがいつくり等を目的とした講座の開設等のふれあい交流事業を支援します。

2.補助内容

(1) NPO・ボランティアグループに対する助成金

1 対象住宅（災害復興公営住宅）につき1回限り100万円以内

(2) ふれあい交流事業への支援

講座開催経費、交流会開催経費等の補助

3.事業年度

平成13年度～21年度

18.元気アップ自立活動補助

1.事業内容

被災者の自立復興に向けて行うグループ活動とグループのネットワークづくりに要する経費の一部を補助しました。

2.事業年度

平成7年度～11年度

19.被災地域コミュニティプラザ設置運営事業補助（受付終了）

1.事業内容

高齢者、障害者等を支援する福祉コミュニティづくりの推進拠点施設である「コミュニティプラザ」の設置費等に対し補助します。

2.補助内容

(1) 安心コミュニティプラザ設置事業

復興土地区画整理事業等により平成13年3月末までに安心コミュニティプラザを設置することが困難であったと市町が認める自治組織に対し当該コミュニティプラザの設置に要する経費を補助

(2) 復興住宅コミュニティプラザ運営事業

運営組織に対し年間100万円

3.事業年度

平成7年度～16年度

被災単身世帯緊急通報装置設置事業補助

1.事業内容

被災し、病気などの理由により、ひとり暮らしに不安のある中高年齢者等の世帯を対象とした緊急通報装置の設置又は設置に伴う利用者負担の軽減に資する事業に係る経費を補助しました。

2.補助内容

補助対象者：緊急通報装置の設置事業等を実施する民間団体
(各市町社会福祉協議会等)

3.事業年度

平成10年度～12年度

20.民間防犯灯復旧費補助

1.事業内容

自治会等が設置、管理する民間防犯灯の復旧工事に対し、その費用の一部を補助しました。（市町が認定し、復旧費を補助するものを対象としました。）

2.補助内容

補助対象者：緊急通報装置の設置事業等を実施する民間団体

3.事業年度

平成7年度～12年度

21.地域集会所再建費補助

1.事業内容

自治会等の設置した地域集会所で、震災により被害を受けたものについて、建設・修繕等の費用（地元負担）の一部を補助しました。

2.補助内容

補助率	対象経費の2/3		
補助限度額	新築買収	1,200万円	(大規模なもの1,500万円)
	改築	600万円	
	修繕	300万円	

3.事業年度

平成7年度～10年度

22.復興地域コミュニティ拠点設置事業補助

1.事業内容

自治組織等が行う仮設建築物（プレハブ等）による地域コミュニティの拠点整備に要する経費を補助しました。

2.補助内容

対象者：恒久的土地利用が困難な自治組織等

補助限度額：600万円

3.事業年度

平成8年度～11年度

23.フェニックス・ステーション設置運営事業補助

1.事業内容

被災地域の地域住民をつなぐフェニックス推進員の設置及び同推進員を中心として広がり助けあい支えあう人的ネットワークとしてのフェニックス・ステーションの活動等に要する経費を補助しました。

2.事業年度

平成7年度～11年度

24.ふれあいセンター設置運営事業補助

1.事業内容

仮設住宅建設地で高齢者等の心身のケアやふれあい交流の拠点として設置されている「ふれあいセンター」の運営に補助しました。

2.事業年度

平成7年度～11年度

25. 応急仮設住宅共同施設維持管理費補助

1. 事業内容

応急仮設住宅の適正な維持管理を行う関係市町の応急仮設住宅管理推進協議会に対し、共同利用施設の維持管理等に要する経費を補助しました。

2. 事業年度

平成7年度～11年度

26. 仮設住宅地スポーツ遊具等設置事業補助

1. 事業内容

仮設住宅地域におけるスポーツ遊具等の購入・設置に要する経費を補助しました。

2. 補助内容

補助限度額：仮設住宅の戸数により15万円～60万円

3. 事業年度

平成8年度

27. 私道災害復旧費補助

1. 事業内容

不特定多数の住民が利用する一定の私道について、地元が実施する復旧工事費の一部を補助しました。

2. 補助内容

補助率：対象経費の1/4

3. 事業年度

平成7年度～12年度

28.住宅再建型宅地整備事業補助

1.事業内容

住宅等の再建時に建築基準法に適合させるために行う私道の整備に対し、工事費の一部を補助しました。

2.補助内容

補助率：対象経費の1/3

3.事業年度

平成8年度～12年度

29.小規模共同作業所復旧事業費補助

1.事業内容

震災により建物が全壊、半壊した小規模作業所等に対し、事業再開に必要な経費を補助しました。

2.補助内容

補助率：建物本体の建設費、移設費または借上敷金の5/6

3.事業年度

平成7年度～9年度

30.消費生活協同組合貸付金利子補給

1.事業内容

震災により被害を受けた生活協同組合の施設・設備の復旧のために県・神戸市等が行った貸付に対し、当初3年間、2.5%の利

子補給（実質無利子）を行いました。

2.補助内容

利子補給対象限度額：2,000 万円

3.事業年度

平成 8 年度～10 年度

31.医療関係施設復興融資利子補給

1.事業内容

被災した医療関係施設開設者の社会福祉・医療事業団からの借り入れに対し、当初 3 年間、2.5%以内の利子補給（実質無利子）を行います。

2.補助内容

利子補給対象限度額：2,000 万円

3.事業年度

平成 7 年度～13 年度

32.外国人県民救急医療費損失特別補助

1.事業内容

震災に直接起因する傷病で、保険未加入の外国人県民の医療費に対して補助を行いました。

2.補助内容

補助限度額：300 万円／件

3.事業年度

平成 7 年度

33.被災外国人県民支援活動補助

1.事業内容

NGO など民間団体が被災外国人県民に対して実施した情報提供、生活相談等の支援活動に要する経費の 1/2 を補助しました。

2.補助内容

補助限度額：50 万円／団体

3.事業年度

平成 7 年度～11 年度